

令和 8 年

第 2 回美浜町議会臨時会会議録

令和 8 年 4 月 21 日 開会

令和 8 年 4 月 21 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和 8 年第 2 回美浜町議会臨時会会議録目次

4 月 21 日（火曜日）第 1 号

議 事 日 程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	1
開会及び会議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会 期 の 決 定	2
報告第 3 号から議案第 37 号まで 6 件一括提案説明	3
承認第 2 号 （質疑・討論・採決）	6
承認第 3 号 （質疑・討論・採決）	6
承認第 4 号 （質疑・討論・採決）	7
議案第 36 号 （質疑・討論・採決）	8
議案第 37 号 （質疑・討論・採決）	8
閉 会	9

令和 8 年 4 月 21 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会臨時会会議録（第 1 号）

令和 8 年 4 月 21 日（火曜日） 午前 9 時 30 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 3 号 専決処分事項の報告について
承認第 2 号 専決処分事項の報告承認について
承認第 3 号 専決処分事項の報告承認について
承認第 4 号 専決処分事項の報告承認について
議案第 36 号 町道奥田・河和線（旧ひえぞ橋）道路改良工事（週休 2 日）請負契約の締結について
議案第 37 号 令和 8 年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じにつき省略

◎ 本日の出席議員（12 名）

1 番	茶 谷 佳 宏 君	2 番	都 筑 新 悟 君
3 番	大 寄 曉 美 君	4 番	廣 澤 毅 君
5 番	荒 井 勝 彦 君	6 番	大 岩 靖 君
7 番	丸 田 博 雅 君	8 番	橋 場 友 昭 君
9 番	野 田 謙 弥 君	10 番	中 須 賀 敬 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	森 川 元 晴 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（21 名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	茶 谷 昇 司 君
厚生 部 長	中 村 裕 之 君	産 業 建 設 部 長	三 枝 利 博 君
教 育 部 長	谷 川 雅 啓 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
地域戦略課長	下 村 充 功 君	防 災 課 長	富 谷 佳 宏 君
税 務 課 長	山 本 圭 介 君	住 民 課 長	柴 田 香 緒 君
福 祉 課 長	夏 目 貴 子 君	健康・子育て課長	高 浪 洋 通 君
環 境 課 長	鈴 木 直 樹 君	産 業 課 長	富 谷 佳 成 君
建 設 課 長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	平 野 恵 司 君	学校教育課長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	戸 田 典 博 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	百 合 草 俊 晴 君	議会係長	江 本 真 実 君
--------	-------------	------	-----------

〔 午前 9 時 30 分 開会 〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

令和 8 年第 2 回美浜町議会臨時会開催にあたり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

会議に先立ち、お願いいたします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか、電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔 町長 八谷充則君 登壇 〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和 8 年第 2 回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

4 月から 2 人の新人課長を含め、新たな執行部となりました。時にやさしく、時に厳しく、共にまちのためによりしくお願いいたします。

さて、春祭り、消防団観閲式とそれぞれのお立場で参加、協力いただきありがとうございました。季節の変わり目ということで温度差もあり、体調も崩しやすい時期でもあります。

私自身、花粉症のせいなのか、黄砂のためか声が出しにくい状態となっております。お聞き苦しいところもあるかと思いますが、お許しいただきたいと思ひます。

また、議員の皆様方におかれましても、体調管理に十分御留意いただき、町行政に対し、御協力いただくことをお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

〔 降 壇 〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回美浜町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたので御確認願ひます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 3 番 大寄暁美議員、9 番 野田謙弥議員を指名します。両議員、よろしく願ひいたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

日程第３ 報告第３号 専決処分事項の報告についてから

議案第37号 令和８年度美浜町一般会計補正予算（第１号）まで６件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第３、報告第３号 専決処分事項の報告についてから議案第37号 令和８年度 美浜町一般会計補正予算（第１号）まで、以上６件を一括議題とします。

以上６件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日御報告、御提案申し上げますのは、報告第３号 専決処分事項の報告についてをはじめとして６件でございます。早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、報告第３号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る令和８年３月12日木曜日午前８時37分頃、美浜町大字河和字西谷81番地6の知多厚生病院ロータリー内におきまして、バス停から発車する本町の巡回ミニバスが、前方を走行していた美浜町在住の方が運転する普通自動車の左後方に接触する事故が発生いたしました。

この事故により、相手方の車両後方左側が損傷したため、双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として車両修理費用の全額37万4,100円を本町が支払うことで協議が調いました。

よって、地方自治法第180条第１項の規定により、損害賠償の額及び和解について、令和８年４月２日付けで専決処分をいたしましたので、同条２項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております、全国自治協会自動車損害共済保険から支払われることとなっております。

次に、承認第２号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第３号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第４号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

以上、３件の承認議案の施行日は、いずれも令和８年４月１日とするものでございます。

次に、議案第36号 町道奥田・河和線（旧ひえぞ橋）道路改良工事（週休２日）工事請負契約の締結をするにあたりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第37号 令和８年度美浜町一般会計補正予算（第１号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ207万8,000円を追加し、補正後の予算総額を93億6,407万8,000円とするものでございます。

なお、承認第２号から議案第37号の詳細につきましては、担当部課長から御説明いたしますので、慎重に御審議頂き、お認めくださるようお願い申し上げます。

○総務部長（茶谷昇司君）

初めに、承認第２号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

５ページの美浜町税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

第20条の3、次の第21条は、軽自動車税につきまして、これまで種別割と環境性能割がありましたが、令和8年3月31日をもって、環境性能割が廃止され、種別割のみとなり、種別割を軽自動車税と名称を改める地方税法等が改正されたことにあわせて、町税条例を改正するものでございます。

6ページの第32条は、地方税法において、特定配当等の定義が改められたことに伴う規定の整備を。

7ページ、第73条第1項から、14ページ、第83条は、軽自動車税環境性能割が廃止され、法律が改正されたことにあわせ、条文の削除、又、字句の整理を。

附則第7条の3から15ページ、附則第7条の3の2は、法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備を。

16ページ、附則第8条は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長することに伴う改正、及び引用条項の整備を。

17ページ、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、法律改正にあわせて、項ズレの反映、条例の項ズレによる改正、また、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る課税標準の特例の割合を定める規定の新設を行うものでございます。

20ページ、附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について、法令改正にあわせて引用条項の整備等を行うものでございます。

23ページ、附則第15条の2から28ページ、附則第16条の2は、軽自動車税環境性能割が廃止され、法律が改正されたことにあわせ、条文の削除、又、字句の整理を。

29ページ、附則第16条の3から30ページ、附則第17条は、引用条項の整備を。

31ページ、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の町民税の課税特例について、法律改正にあわせて適用期限の延長を。

32ページ、附則第18条から、36ページ、附則第20条の3は、引用条項の整備を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

41ページの美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例をご覧ください。

附則第2項から第6項は、固定資産税等の課税標準特例の法附則第15条第14項等の条例で定める割合について、法律改正にあわせて項ズレの反映を。

42ページ、附則第7項は、法規定の新設にあわせて、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る課税標準の特例の割合を定める規定の新設を行うものでございます。

附則第8項は、法律改正にあわせて、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について改正を。

43ページ、附則第9項から、45ページ、第17項は、条例の項ズレによる改正を。

附則第18項と第19項は、法律改正にあわせて、項ズレの反映等を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

承認第2号及び承認第3号の説明は以上でございます。

○厚生部長（中村裕之君）

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、49ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円と規定するものでございます。

第 24 条の国民健康保険税の減額の規定では、50 ページ、第 1 項において、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額の規定を、50 ページから 55 ページ、同項第 1 号から第 3 号の各号においては、子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額を、所得に応じて、7 割、5 割、2 割に減額する額の規定をするものでございます。

また、国民健康保険税の軽減措置について、52 ページ中段の 5 割軽減の対象となる世帯については、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずる額を 30 万 5,000 円から 31 万円に引き上げ、54 ページ中段の 2 割軽減の対象となる世帯についても、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずる額を 56 万円から 57 万円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

56 ページ、第 3 項では、出産被保険者の減額の規定に、子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額の規定を追加し、57 ページ中段の第 4 項では、18 歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額を規定するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日でございます。

承認第 4 号の説明は以上でございます。

○産業建設部長（三枝利博君）

次に、議案第 36 号 町道奥田・河和線（旧ひえぞ橋）道路改良工事（週休 2 日）請負契約の締結についてでございますが、去る 4 月 13 日、8 社による指名競争入札を実施いたしました。

その結果、59 ページ、資料 1 のとおり、税抜き価格 8,750 万円で伊藤組建設株式会社が落札し、消費税及び地方消費税 875 万円を含め、9,625 万円で 4 月 14 日に仮契約を締結いたしました。

本契約を締結するにあたり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

60 ページを御覧ください。工事内容につきましては、今年 3 月に町道奥田・河和線が付け替わり、山王川に架かる新しいひえぞ橋が供用開始されましたので、現在進めております運動公園整備事業に支障となります旧ひえぞ橋の撤去と、併せて側溝工や山王川の護岸整備等を行うものでございます。

工期につきましては、令和 8 年 4 月 21 日より令和 9 年 2 月 24 日までの 310 日間としております。

議案第 36 号の説明は以上でございます。

○地域戦略課長（下村充功君）

次に、議案第 37 号 令和 8 年度美浜町一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。
タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書の 14、15 ページを御覧ください。

8 款土木費、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費の建築物耐震改修促進事業においては、当初見込みより相談件数が増えたことによる民間木造住宅耐震改修費補助金の増を。

10 款教育費、4 項社会教育費、4 目図書館費の図書館運営事業においては、図書館浄化槽ばっ気ブロワ故障による取り換えのための工事請負費を計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の 12、13 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金、2 項国庫県補助金、6 目土木費国庫補助金では、住宅耐震改修に係る社会資本整備総合交付金の増を。

16 款県支出金、2 項県補助金、5 目土木費県補助金では、民間木造住宅耐震改修費補助金の増を。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金では、今予算の財源不足分の繰入金の増を計上いたしました。

議案第 37 号の説明は以上でございます。

○議長（野田増男君）

報告第3号から議案第37号までの説明が終わりました。ここで暫時休憩いたします。

〔午前 9 時 50 分 休憩〕

〔午前 10 時 20 分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより順次、議事を進めてまいります。

最初に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、承認第2号 専決処分事項の報告承認について。

美浜町税条例の一部改正について、軽自動車税の環境性能割が廃止されることの改正がありますが、美浜町への影響はどのようになりますか。

○税務課長（山本圭介君）

環境性能割が廃止されることに伴う町への影響でございますけれども、令和7年度につきましては、課税台数は約270台、金額につきましては約690万円ほどでございました。

なお、令和8年度におきましては、減収分につきましては地方特例交付金で全額補填されることとなっております。

○1番（茶谷佳宏君）

肉用牛の売却所得にかかる課税特例の適用期間延長が今回入っておりますが、現在、美浜町内に該当する方は見えますでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

肉用牛につきまして、令和6年度につきましては、2名の方が肉用牛免税適用者としておられましたけれども、令和7年度につきましては該当者はいませんでした。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

美浜町国民健康保険税条例の一部改正について、第2条第5項で、子ども・子育て支援納付金の課税限度額を3万円とありますが、影響のある世帯数はどれくらいありますか。

○住民課長（柴田香緒君）

令和7年度の課税所得でみた結果、課税限度額の3万円を超える世帯は50世帯でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。茶谷議員。

反対討論を最初に。

○1番（茶谷佳宏君）

いえ、賛成で。

○議長（野田増男君）

じゃあ、賛成で。はい。

○1 番（茶谷佳宏君）

承認第4号 専決処分事項の報告承認について。美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、子ども・子育て支援納付金には反対ですが、今回の改正は課税限度額及び軽減額を定めるものでありますので賛成したいと思います。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第36号 町道奥田・河和線（旧ひえぞ橋）道路改良工事（週休2日）請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 町道奥田・河和線（旧ひえぞ橋）道路改良工事（週休2日）請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1 番（茶谷佳宏君）

議案第37号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について質問します。

8款5項1目、都市計画総務費において、民間木造住宅耐震改修費補助金がこの時期に増額になる理由は何ですか。

○建設課長（平野和紀君）

こちらにつきましては、当初予算で過去の実績におきまして、耐震改修費は1件分の予算しか見込んでございません

でしたが、4月早々になりまして、2件の申込の相談がございまして、この事業はひとの生命・財産を守る大切な事業でございますので、早急に予算を確保して体制をとりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

今の耐震改修費補助金の対象となる建築基準は、昭和56年以前のものなのか、2000年のものなのかどちらでしょうか。

○建設課長（平野和紀君）

昭和56年以前の建築物になります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和8年第2回美浜町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に御提案申し上げた承認第2号 専決処分事項の報告承認についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただいたことに対し、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

心配されていた水不足も恵みの雨で解消されました。

しかしながら、昨日は三陸沖において大きな地震が発生いたしました。世界に目を見渡しますと、イランの方で紛争が起きております。この先どうなっていくのか非常に不安な状況でございます。

2つの歌を紹介したいと思います。一つは以前も紹介したやつですけれども。

「霜枯れと 見しも恵みの 露を得て 緑にかへる 庭の若草」

もう一つは、「この秋は 雨か嵐か 知らねども 今日のつとめに 田草とるなり」

片方は二宮尊徳さん。片方は作者不詳ですが、要は、何が起るか分らない世の中であるけれども、不幸を不幸のままに終わらせない。今日の目の前のことに努めていくことを、自分への戒めの意味を含めてご紹介させていただきました。

議会の皆様方におかれましても、私共と一緒にですね、住民の生活を守るためにこれからも一緒に協力していただけますことをお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

〔 降 壇 〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これをもって令和８年第２回美浜町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔 午前 10時 33分 閉会 〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年4月21日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 大 寄 暁 美

議員 野 田 謙 弥